

2023年10月23日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 東京都港区赤坂一丁目 14 番 15 号 タカラレーベン不動産投資法人 代表者名 執行役員

宰田 哲男

(コード番号 3492)

資産運用会社名

タカラ PAG 不動産投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長 宰田 哲男 問合せ先 取締役財務企画部長 伊藤 真也

TEL: 03-6435-5264

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

タカラレーベン不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2023年10月23日開催の本投資法人の役員会におきまして、下記内容の規約一部変更及び役員選任案を2023年11月29日開催予定の第4回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を追加するものです。(変更案第9条第4項及び第5項関連)
- (2) 投資主総会参考書類等の内容である情報に関する電子提供措置の導入にあわせて、投資主様に対し、投資主総会の招集通知について電磁的な方法により発することができるようにするために規定を一部変更するものです。(変更案第9条第3項関連)
- (3) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模を考慮してその適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更するものです。(変更案第16条関連)
- (4) 上記変更による表現の調整に伴う変更、及び規約の改正の効力発生により不要となった附則の削除などを行うものです(変更案第9条第1項、第10条、第20条第1項、第21条、及び現行規約第9章関連)。

(規約一部変更の詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員(宰田哲男)及び監督役員2名(橋本憲房及び川嶋俊昭)は、2023年11月30日をもって 任期満了となることから、2023年12月1日付で執行役員1名(宰田哲男)及び監督役員2名(橋本憲 房及び青島信吾)の選任をお願いするものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年12月

ご注意:本報道発表文は、規約一部変更及び役員選任に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。



1日付で補欠執行役員1名(石原雅行)の選任をお願いするものです。

- (1) 執行役員候補者 宰田 哲男 (再任) (注)
- (2) 補欠執行役員候補者 石原 雅行(再任)(注)
- (3) 監督役員候補者

橋本 憲房(再任)

青島 信吾 (新任)

(注)上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラPAG不動産投資顧問株式会社の代表取締役社長であり、上記補欠執行役員候補者は、同社の代表取締役会長です。

(役員選任の詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)



3. 日程

2023年10月23日 投資主総会提出議案承認役員会 2023年11月7日 投資主総会招集通知の発送(予定)

2023年11月29日 投資主総会開催(予定)

以上

*本投資法人のホームページアドレス: https://takara-reit.co.jp

(証券コード 3492) (発信日) 2023年11月7日 (電子提供措置の開始日) 2023年11月7日

投資主各位

東京都港区赤坂一丁目14番15号 **タカラレーベン不動産投資法人** 執行役員 宰 田 哲 男

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入いただき、2023年11月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条(みなし賛成)

- 1.投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各項目に係る議案の決議については適用しない。
- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
- (2) 規約の変更(但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)
- (3) 解散
- (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
- (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約

3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第4回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

https://takara-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コード(3492)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

1. 日 時 2023年11月29日(水曜日)午後2時

(なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。)

航空会館 7階 大ホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるタカラPAG不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の2023年8月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト(https://takarareit.co.jp/)にてご覧いただくことができます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示を示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎ 電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を追加するものです。(変更案第9条第4項及び第5項関連)
 - (2) 投資主総会参考書類等の内容である情報に関する電子提供措置の導入に
 - あわせて、投資主様に対し、投資主総会の招集通知について電磁的な方法により発することができるようにするために規定を一部変更するものです。(変更案第9条第3項関連)
 - (3) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模を考慮してその適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更するものです。(変更案第16条関連)
 - (4) 上記変更による表現の調整に伴う変更、及び規約の改正の効力発生により不要となった附則の削除などを行うものです(変更案第9条第1項、第10条、第20条第1項、第21条、及び現行規約第9章関連)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約

変 更 案

第9条(招集)

- 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。
- 2. (記載省略)
- 3. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。

(新設)

(新設)

第9条(招集)

- 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人が、これを招集する。
- 2. (現行どおり)
- 3. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、その通知を発しなければならない。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。
- 4. 本投資法人は、投資主総会の招集に際 し、投資主総会参考書類等の内容であ る情報について、電子提供措置をとる ものとする。
- 5. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 規 約

変 更 案

第10条 (議長)

本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。

第16条(執行役員及び監督役員の員数) 本投資法人の執行役員は<u>1 人以上</u>、 監督役員は<u>2 人以上</u>(但し、執行役 員の数に 1 を加えた数以上)とす る。

第20条(招集)

- 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人<u>以</u>上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれを招集する。
- 2.~4. (記載省略)

第10条 (議長)

本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の 1 人がこれに代わるものとする。

第16条(執行役員及び監督役員の員数) 本投資法人の執行役員は<u>2人以下</u>、 監督役員は<u>3人以下</u>(但し、執行役 員の数に 1 を加えた数以上)とす る。

第20条 (招集)

- 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれを招集する。
- 2.~4. (現行どおり)

第21条 (議長)

役員会の議長は、執行役員が 1 人の 場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人以上の場合は役員会においてあらか じめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれに当たるものとし、当該執行 役員が欠席又は事故あるときは、役員 会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員が欠席又は事故あると し、全執行役員が欠席又は事故あると きは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督 役員のうち 1 人がこれに当たる。

第9章 附則

第1条(改正の効力発生)

規約第 38 条 (資産運用会社に対する 資産運用報酬の支払に関する基準) 第 1 項第(2)号の変更は、2022 年 3 月 1 日をもって効力を生じるものとす る。

第21条 (議長)

役員会の議長は、執行役員が 1 人の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 人がこれに当たるものとし、当該執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、全執行役員が欠席又は事故あるときは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち 1 人がこれに当たる。

(削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員宰田哲男は、2023年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2023年12月1日付で執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において選任される執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する2023年12月1日より2年間とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| * b * 4 | 略歴、本投資法人における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況 | | 所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数 |
|------------------------------|--|---|-----------------------------|
| で 幸 田 哲 男 (1961年9月15日) | 1987年4月 1993年4月 1996年4月 2003年10月 2011年11月 2013年10月 2020年4月 2020年4月 2020年7月 2021年12月 | 丸紅株式会社 入社 開発建設部 株式会社レヴァン(現 株式会社 ティップネス)へ出向 丸紅株式会社 開発建設第一部、 都市開発部 ジャパン・リート・アドバイザー ズ株式会社へ出向 チーフ・イイン ベストメント・アセットマネジメント 丸紅株式会社 アセットマネジメント 東大室長 丸紅大りの大表取締役社長 株式会社タカラレーベン 入社 タカラPAG不動産投資顧問株式会 社へ出向 同社 代表取締役社長(現任) 本投資法人 執行役員(現任) | 仅員口の口数 0 口 |

- 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラPAG不動産投資顧問株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- 3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合に

は、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、 2023年12月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項本文の定めにより、第2号議案において選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 5 9 8 4 氏 名 (生年月日) | 略重要 | 歴 及 びな 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数 |
|---|-----------------------|--|-----------------------------|
| がし、はら、まさ、 ゆき 石 原 雅 行 (1965年7月21日) | 1989年4月 1999年1月 | 日興證券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 債券業務に従事 日興アセットマネジメント株式会 社へ転籍 | |
| | 2005年7月 | 債券運用業務に従事。2001年11月 より債券運用部長 日興アセットマネジメント アメ リカズ・インクへ出向 取締役副社長 兼 最高投資責任 | |
| | 2008年8月 | 者 日興アセットマネジメント株式会 社へ帰任 運用部門COO、運用企画部長、パ | 0 П |
| | 2013年1月 | ッシブ運用本部長を歴任 同社 最高リスク管理責任者 兼 リスクマネジメント・グローバル ヘッド 兼 リスクマネジメント 本部長 | |
| | 2016年4月 | PAGインベストメント・マネジメント株式会社 PAG不動産投資顧問株式会社(現タカラPAG不動産投資顧問株式会 | |
| | 2016年6月2017年9月2018年2月 | 社)へ出向 同社 代表取締役社長 本投資法人 執行役員 タカラPAG不動産投資顧問株式会 社 代表取締役会長(現任) | |

- 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラPAG不動産投資 顧問株式会社の代表取締役会長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人 との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- 3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員橋本憲房及び川嶋俊昭は、2023年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2023年12月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する2023年12月1日より2年間とします。 監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番 号 | s p が な 氏 名 (生年月日) | | 本投資法人における地位 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数 |
|--------|--------------------------|---|--|-----------------------------|
| 1 | (1958年9月5日) | 1988年4月 1995年10月 2000年2月 2000年3月 2002年4月 2008年1月 2012年1月 2017年2月 2017年5月 2017年6月 2017年9月 2017年9月 2022年11月 | 青律工工 1994年 | 0口 |

| 候補者番 号 | * | 略歴、本投資法人における地位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | | 所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数 |
|--------|----------------------------|---|--|-----------------------------|
| 2 | ました ご 音 島 信 吾 (1978年6月10日) | 2001年4月 2003年10月 2007年5月 2009年11月 2011年6月 2014年8月 | 日本生命保険相互会社 首都圏 財務部 新日本監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人) 公認会計士登録 Cenxus税理士法人 代表社員 (現任) 監査法人東海会計社 代表社員 (現任) 丸紅プライベートリート投資法 人 監督役員(現任) | 0 П |

- 1. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 上記監督役員候補者のうち橋本憲房氏は、現在、本投資法人の監督役員として本投資 法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。また、青島信吾氏は、新たな監 督役員候補者となります。
- 3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者のうち橋本憲房氏は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しません。

以上

第4回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目18番1号 航空会館 7階 大ホール 電話番号 03-3501-1272



●交 通

| ♥父 進 | | |
|--------------|------|------|
| JR新橋駅 | 日比谷口 | 徒歩5分 |
| 都営地下鉄三田線内幸町駅 | A2出口 | 〃 1分 |
| 東京メトロ銀座線新橋駅 | ②出口 | 〃 5分 |
| 都営地下鉄浅草線新橋駅 | ⑦出□ | 〃 5分 |

<お願い>

駐車場の用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。